

第7章 防災指針

1 防災指針について

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

安心・安全な生活の環境を維持するため、防災・減災対策の計画的な取り組みにより、居住誘導区域における災害リスクをできるだけ回避あるいは低減させるための防災指針を定めます。

防災指針【第13版 都市計画運用指針（令和7年3月）より】

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。

2 災害ハザード情報

災害リスクの分析にあたり、本市において発生が懸念される災害ハザード情報を整理します。なお、津波及び高潮については、本市では発生が想定されていないため分析の対象外とします。また、地震については市全域での対応が求められており、日進市地域防災計画や日進市地域強靱化計画等の既存の防災関連計画に基づいて対応することとし、分析の対象外とします。

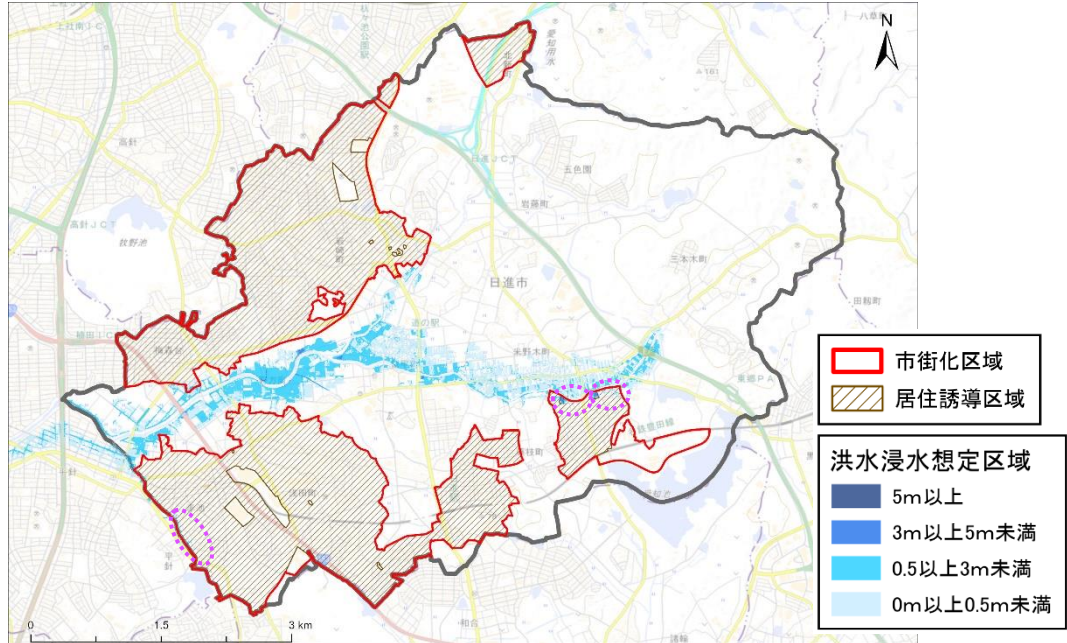
表 7-1 対象とする災害ハザード

災害の種類	ハザード情報・区域
河川の洪水	<p>■天白川水系天白川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none">洪水浸水想定区域（浸水深）※河川整備の基本となる降雨（天白川流域の24時間総雨量423mm（100年に1度の確率）） <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none">洪水浸水想定区域（浸水深）浸水継続時間家屋倒壊等氾濫想定区域※想定し得る最大規模の降雨（天白川流域の24時間総雨量774mm） <p>■境川水系境川・逢妻川流域</p> <p>【計画規模】</p> <ul style="list-style-type: none">洪水浸水想定区域（浸水深）※河川整備の基本となる降雨（境川流域の24時間総雨量277mm（30年に1度の確率）） <p>【想定最大規模】</p> <ul style="list-style-type: none">洪水浸水想定区域（浸水深）浸水継続時間家屋倒壊等氾濫想定区域※想定し得る最大規模の降雨（境川流域の24時間総雨量760mm）
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">急傾斜地崩壊危険区域土砂災害警戒区域土砂災害特別警戒区域

ア. 河川の洪水

i 洪水浸水想定区域（計画規模）

- ・ 計画規模降雨における洪水浸水想定区域の大部分は、市街化調整区域の河川沿いで想定されています。
- ・ 市街化区域では大部分が洪水浸水想定区域外ですが、天白川沿いの米野木台一部及び繁盛川沿いの一部において、3m以上の浸水が想定される区域があります。（下図紫破線）

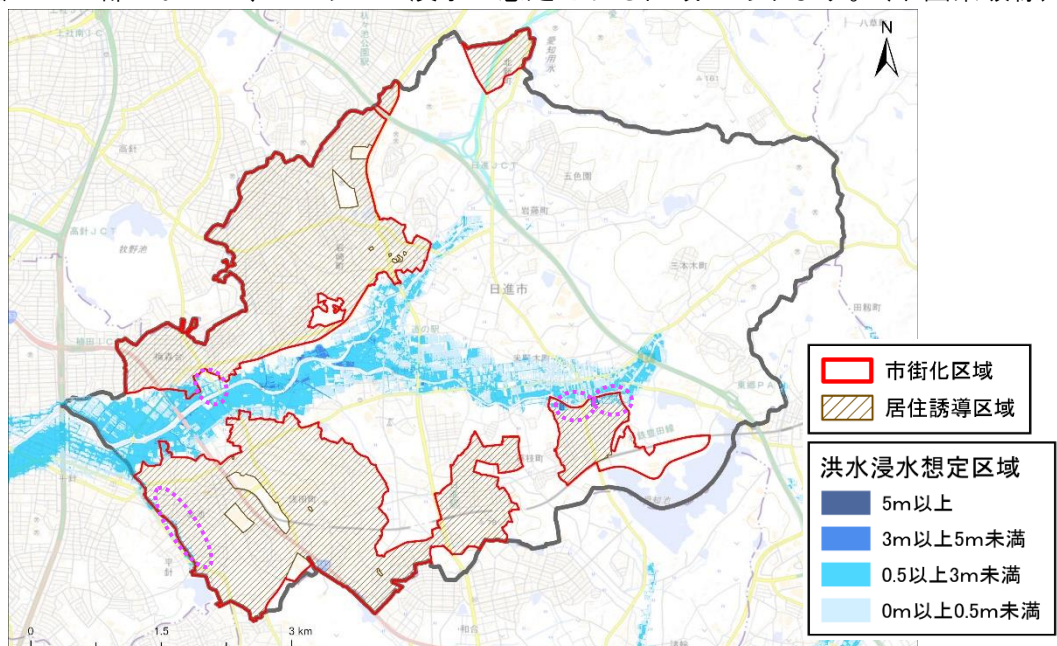


資料: 国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域(計画規模(R6、R7))

図 7-1 洪水浸水想定区域(計画規模)

ii 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

- ・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域の大部分は、計画規模と同様に市街化調整区域の河川沿いで想定されています。
- ・ 市街化区域では、計画規模と同様に大部分が洪水浸水想定区域外ですが、米野木台の一部及び繁盛川沿いの一部において、3m以上の浸水が想定される区域があります。（下図紫破線）

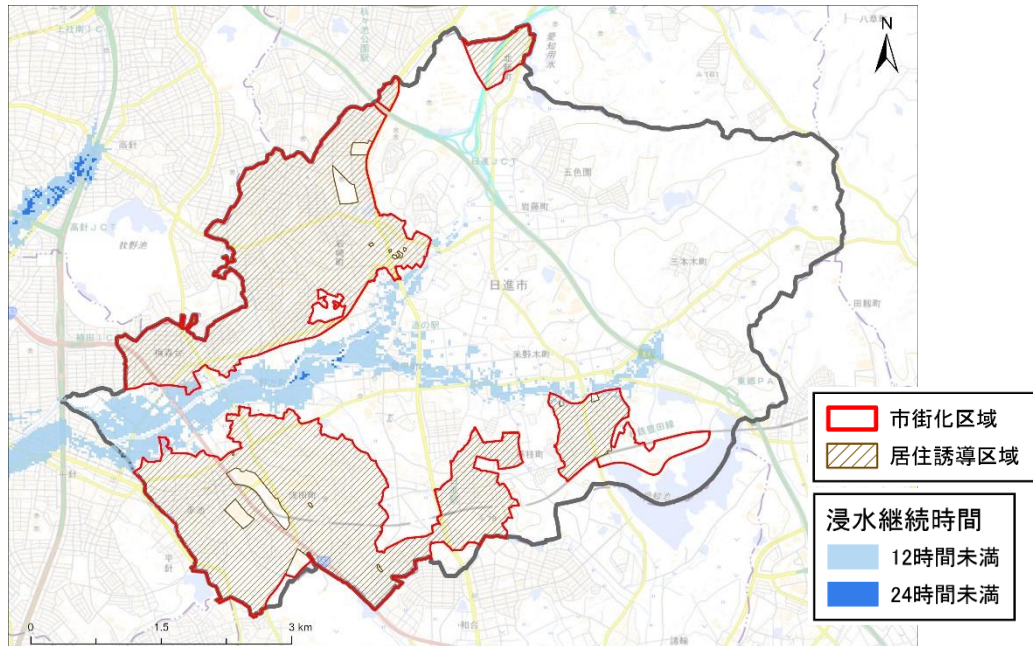


資料: 国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域(想定最大規模(R6、R7))

図 7-2 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

iii 浸水継続時間（想定最大規模）

- ・ 浸水継続時間（浸水深0.5m以上の浸水が継続する時間）が12時間を超える区域はほとんどなく、市街化区域ではすべて12時間未満となっています。

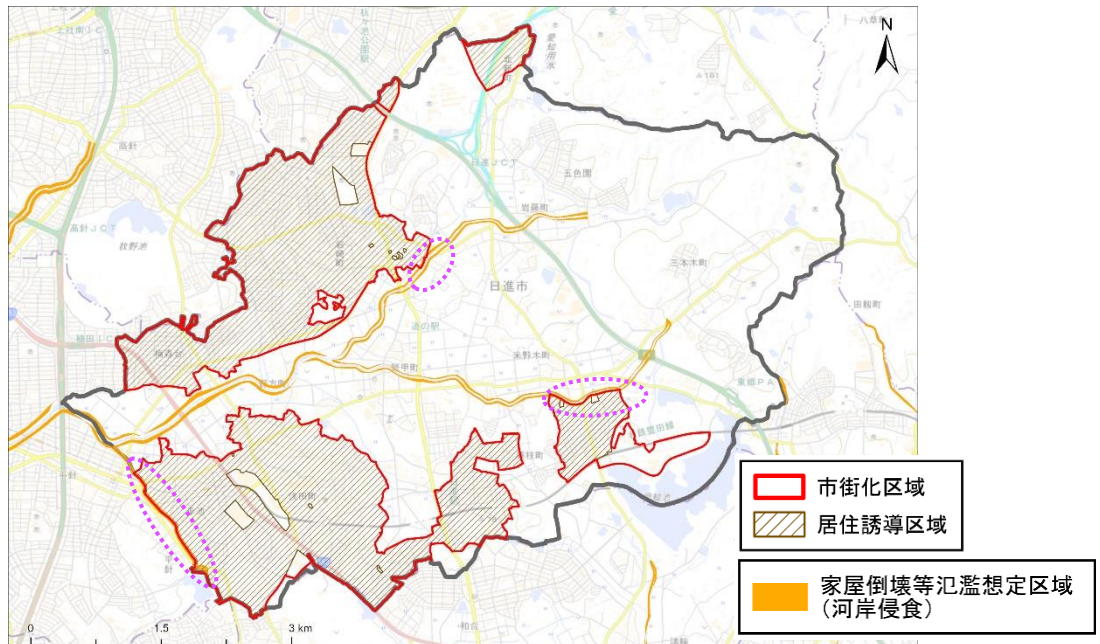


資料：国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域（浸水継続時間（R6、R7）

図 7-3 浸水継続時間（想定最大規模）

iv 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・想定最大規模）

- ・ 洪水時の河岸浸食により家屋の倒壊・流出等の危険性がある家屋倒壊等氾濫想定区域の多くは、市街化調整区域の河川沿いで想定されています。
- ・ 市街化区域では、大部分が家屋倒壊等氾濫想定区域外ですが、岩崎町、米野木台、繁盛川沿いの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。（下図紫破線）

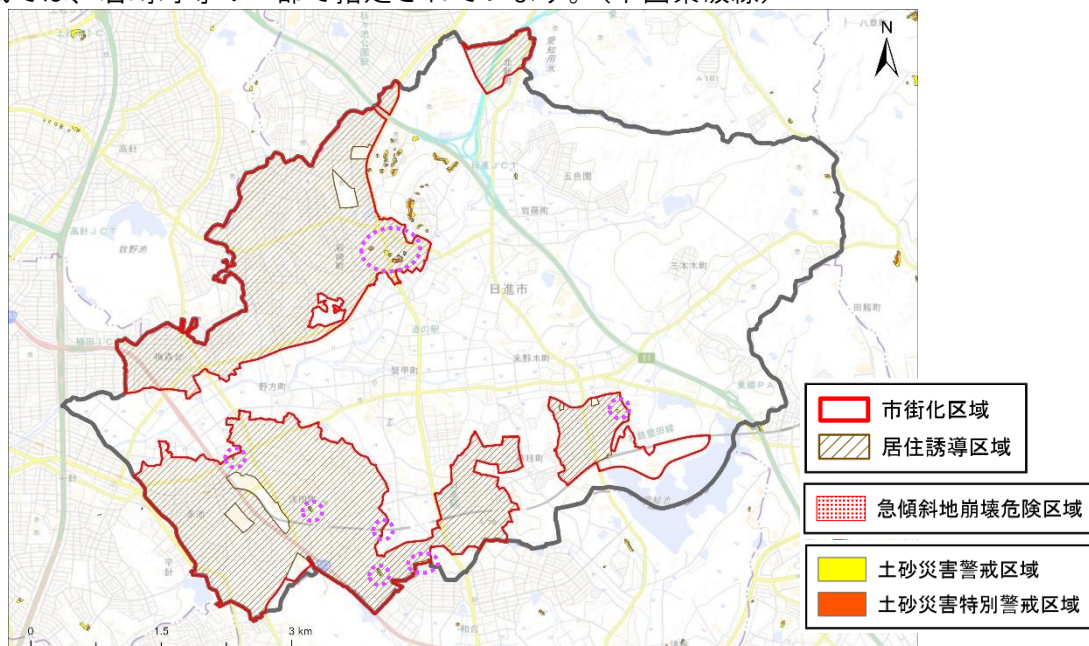


資料：国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（R6、R7）

図 7-4 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・想定最大規模）

イ. 土砂災害

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域は、市内で岩崎町の1か所のみが指定されていますが、安全対策の工事が完了しています。
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は市街化調整区域に多く分布しています。一方、市街化区域では、岩崎町等の一部で指定されています。(下図紫破線)



資料: 国土地理院、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6)

図 7-5 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

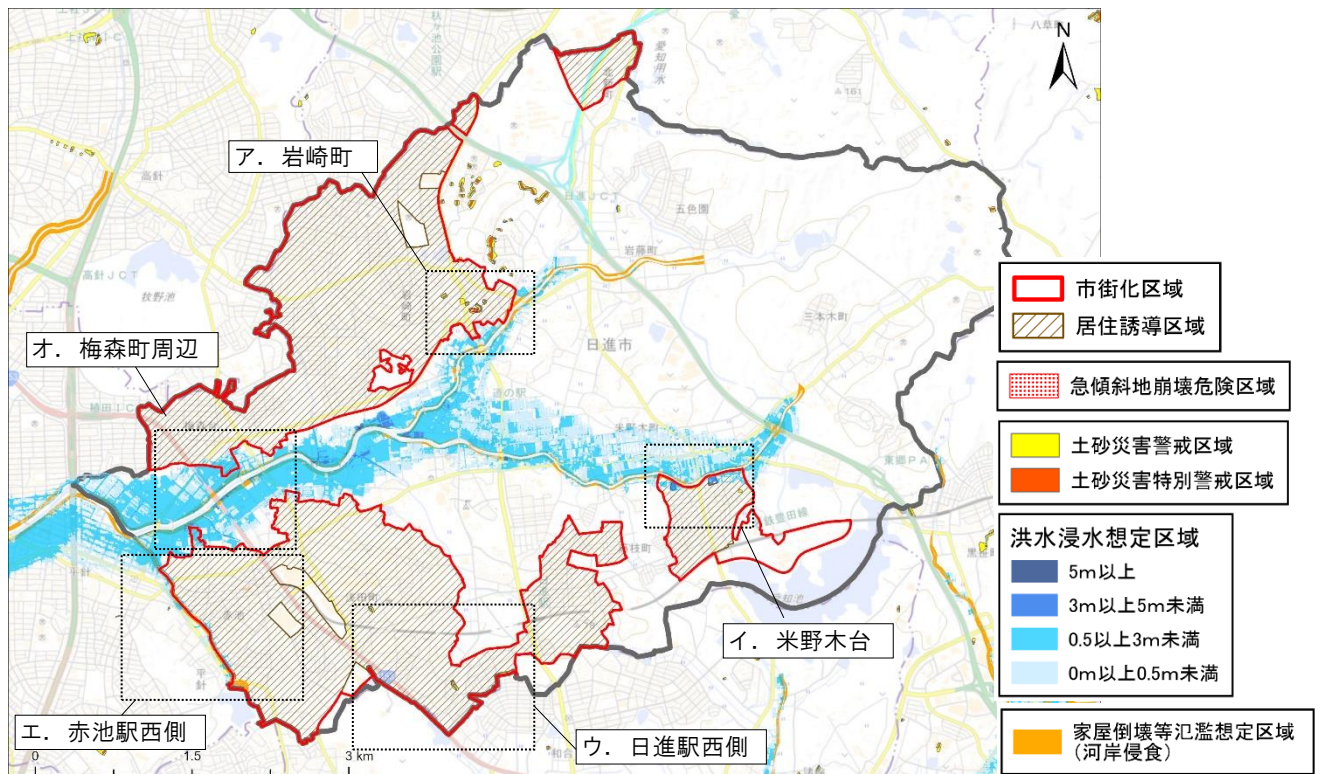
3 災害リスクの分析

(1) 災害リスク分析の対象地域抽出

「2 災害ハザード情報」で整理した区域と市街化区域が重なる地域について、災害リスクを分析し、防災上の課題を整理します。

表 7-2 災害リスク分析の対象地域

対象地域	災害の種類
ア. 岩崎町	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
イ. 米野木台	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）・土砂災害警戒区域
ウ. 日進駅西側	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
エ. 赤池駅西側	洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
オ. 梅森町周辺	洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



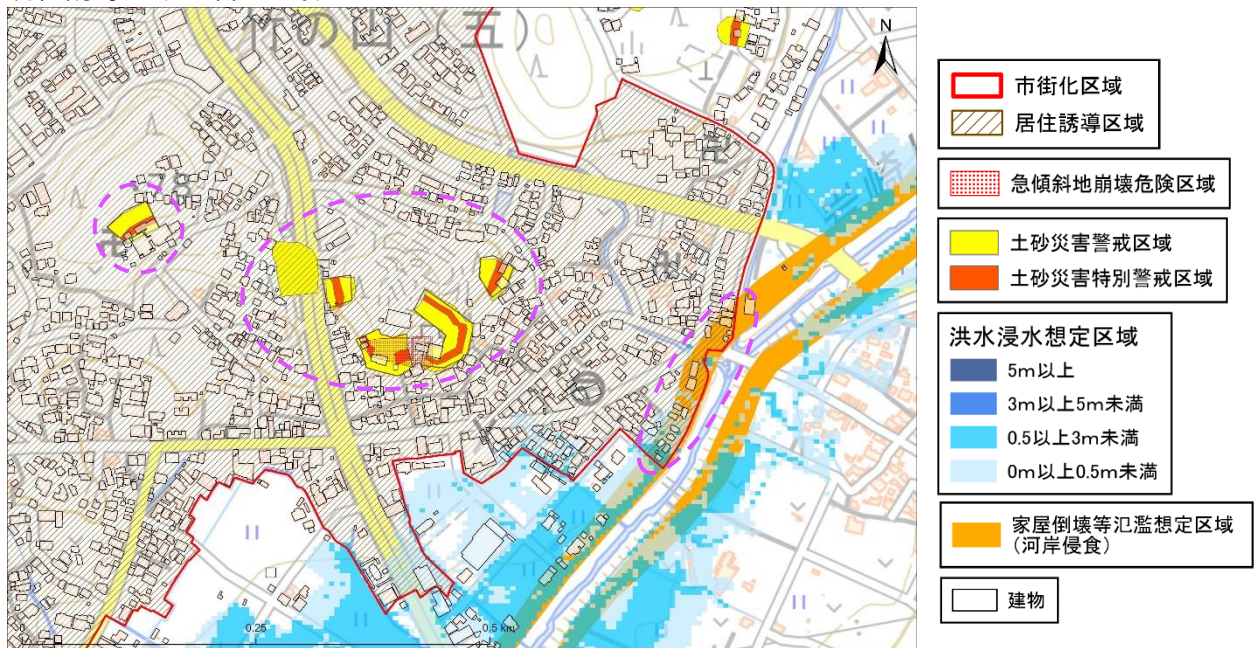
資料: 国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域(想定最大規模(R6、R7)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(R6、R7))、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6)

図 7-6 災害リスク分析の対象地域

(2) 災害リスクの分析

ア. 岩崎町（洪水浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食・急傾斜地・土砂災害）

- 市街化区域では、想定最大規模降雨において浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域はありません。
一方で、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域の一部では建物が立地しています。
- 河岸浸食により家屋倒壊が懸念される区域の一部では建物が立地しています。
- 急傾斜地崩壊危険区域は、市内で1か所指定されていますが、安全対策が実施済です。（P7-11 5.防災まちづくりの取組方針に基づき、居住誘導区域に含める。）
- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一部では建物が立地しています。
一方で（都）瀬戸大府東海線沿いの「土砂災害特別警戒区域」を含まない「土砂災害警戒区域」については、安全対策が実施済です。（P7-11 5.防災まちづくりの取組方針に基づき、居住誘導区域に含める。）

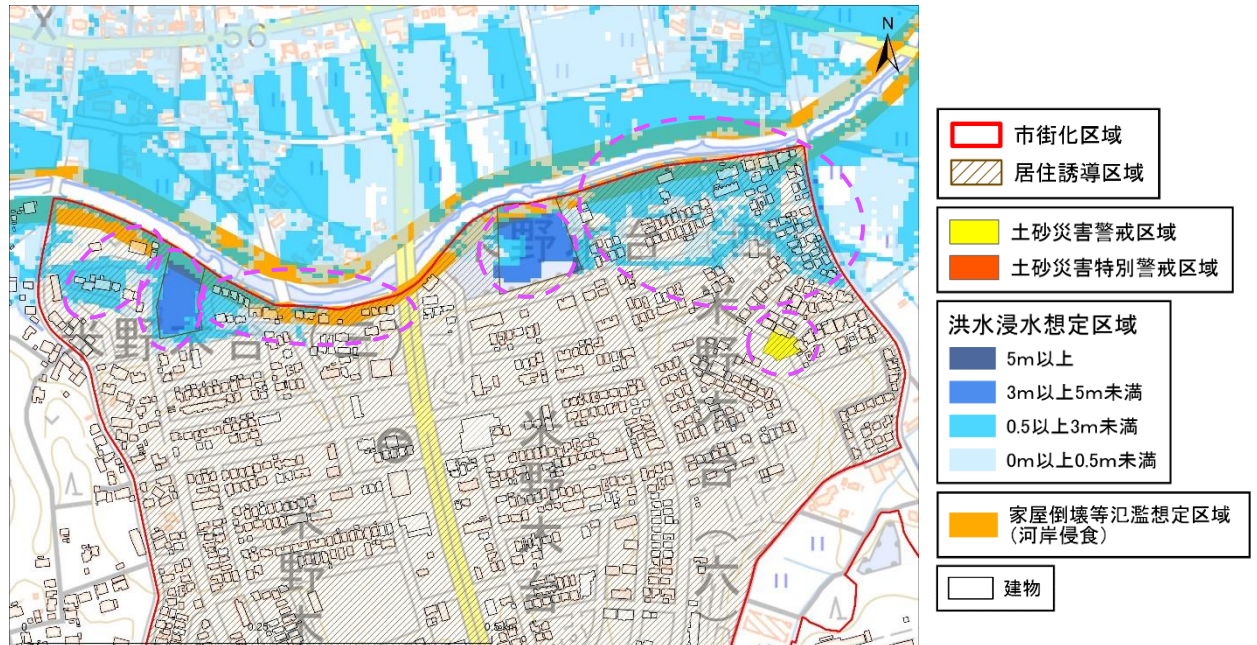


資料：国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域（想定最大規模(R7)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(R7))、日進市資料、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6)

図 7-7 岩崎町の災害リスク

イ. 米野木台（洪水浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食・土砂災害）

- 市街化区域では、想定最大規模降雨において浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域が面的に広がっている区域が一部ありますが、当該区域は土地区画整理事業地内の調整池であり、建物の立地は想定されていません。
一方で、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域の一部では建物が立地しています。
- 河岸浸食により家屋倒壊が懸念される区域の一部では建物が立地しています。
- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域の一部では建物が立地していますが、安全対策が実施済です。（P7-11 5.防災まちづくりの取組方針に基づき、居住誘導区域に含める。）

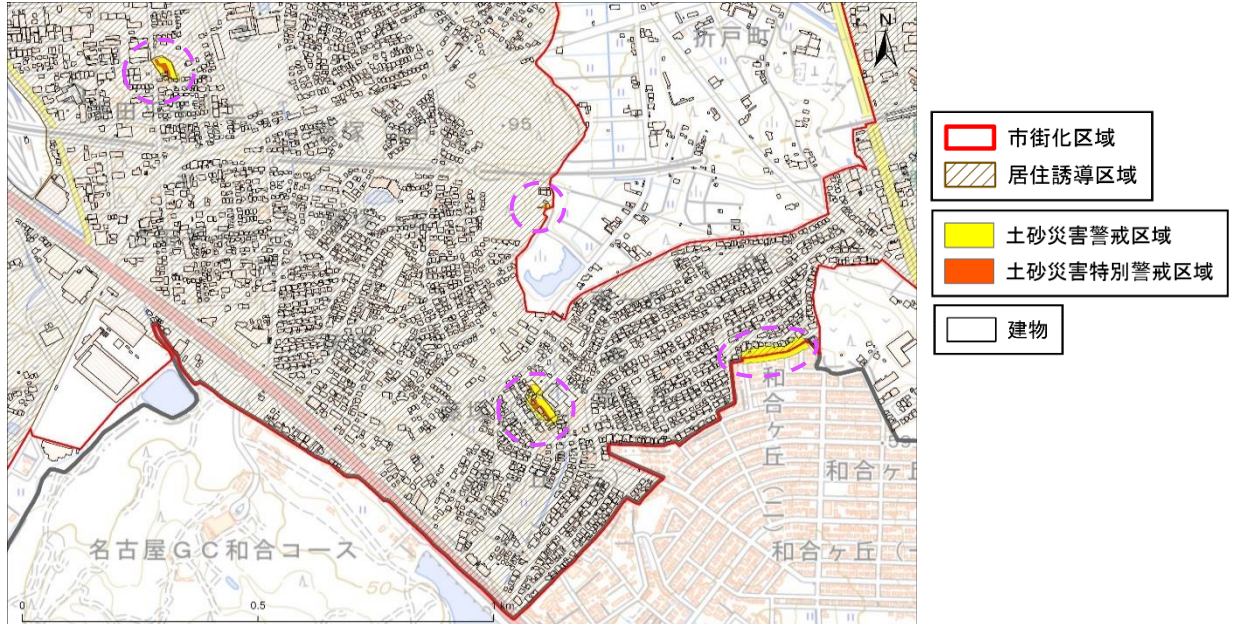


資料：国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域（想定最大規模（R7）、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（R7））、日進市資料、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（R6）

図 7-8 米野木台の災害リスク

ウ. 日進駅西側（土砂災害）

- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一部では建物が立地しています。
一方で、南ヶ丘一丁目の「土砂災害特別警戒区域」を含まない「土砂災害警戒区域」については、安全対策が実施済です。（P7-11 5. 防災まちづくりの取組方針に基づき、当該区域は居住誘導区域に含める。）

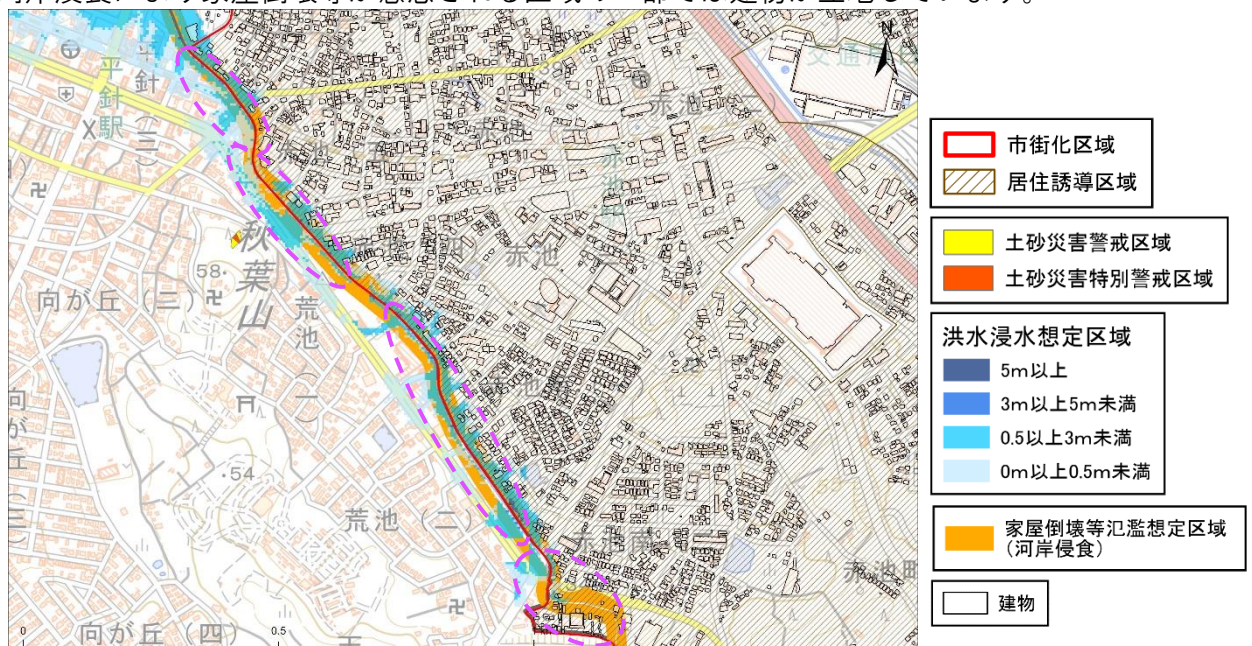


資料: 国土地理院、日進市資料、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6)

図 7-9 日進駅西側の災害リスク

エ. 赤池駅西側（洪水浸水・家屋倒壊等をもたらすような河岸浸食）

- 市街化区域では、想定最大規模降雨において浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域が局所的にあります。基本的には河川沿いの道路上となっています。（P7-11 5. 防災まちづくりの取組方針に基づき、居住誘導区域に含める。）
一方で、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域の一部では建物が立地しています。
- 河岸浸食により家屋倒壊等が懸念される区域の一部では建物が立地しています。



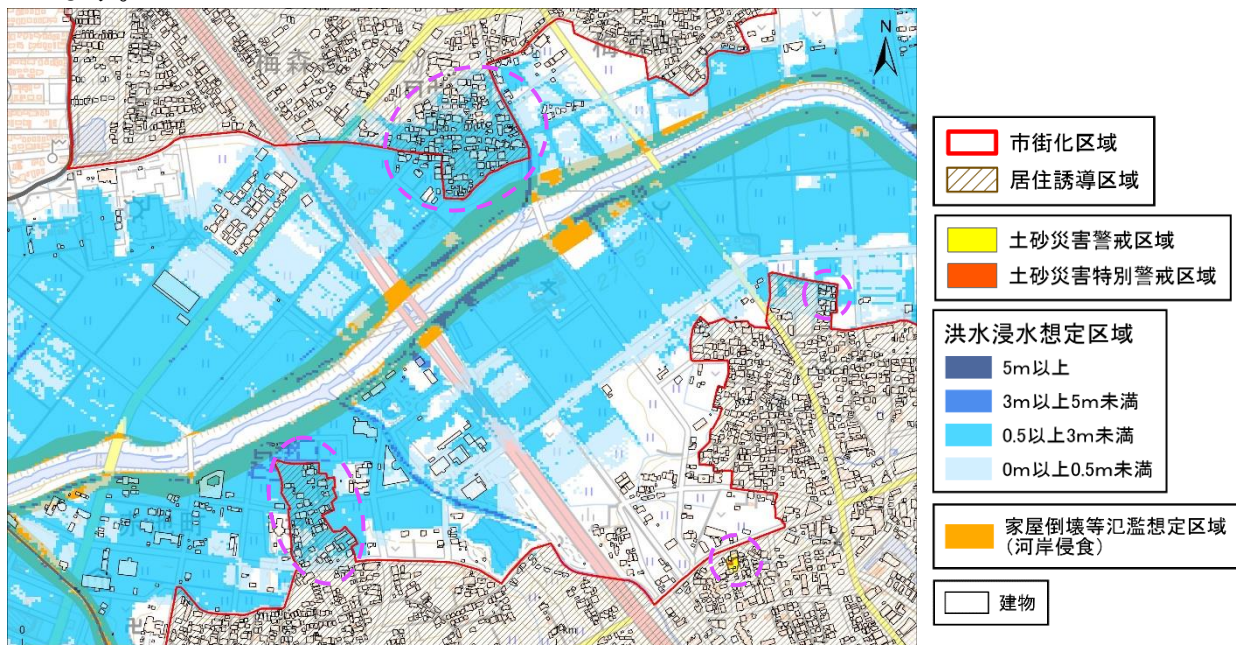
資料: 国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域(想定最大規模(R7))、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(R7))

日進市資料、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(R6)

図 7-10 赤池駅西側の災害リスク

オ. 梅森町周辺（洪水浸水・土砂災害）

- 市街化区域内では、想定最大規模降雨において浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域が局所的にあります。（P7-11 5.防災まちづくりの取組方針に基づき、居住誘導区域に含める。）
一方で、浸水深 3m未満の洪水浸水想定区域の一部では建物が立地しています。
- 土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。



資料：国土地理院、愛知県 洪水浸水想定区域（想定最大規模（R7）、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（R7））、日進市資料、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（R6）

図 7-11 梅森町周辺の災害リスク

4 防災上の課題の整理

洪水及び土砂災害のリスク分析の結果から、本市の市街化区域では、主に以下の課題が挙げられます。

	リスク	課題
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 限られた地域ではありますが、洪水による浸水や河岸浸食による家屋倒壊等の恐れがある地域に建物が立地しています。 浸水深 3m以上の洪水が想定される区域が一部あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水災害リスクを回避するための居住誘導区域の設定が必要です。 洪水災害リスクの低減に向け、河川改修等のハード対策とともに、事前避難や垂直避難を確実にを行うための防災意識の向上、早めの避難勧告等ソフト対策が必要です。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 限られた地域ではありますが、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に建物が立地しています。ただし、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を含まない「土砂災害警戒区域」については、安全対策が実施済です。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害リスクを回避するための移転等の勧告や、居住誘導区域の設定が必要です。 土砂災害リスクの低減に向けたハード対策とともに、災害リスクの周知や迅速な避難を確実にを行うための情報提供等のソフト対策が必要です。

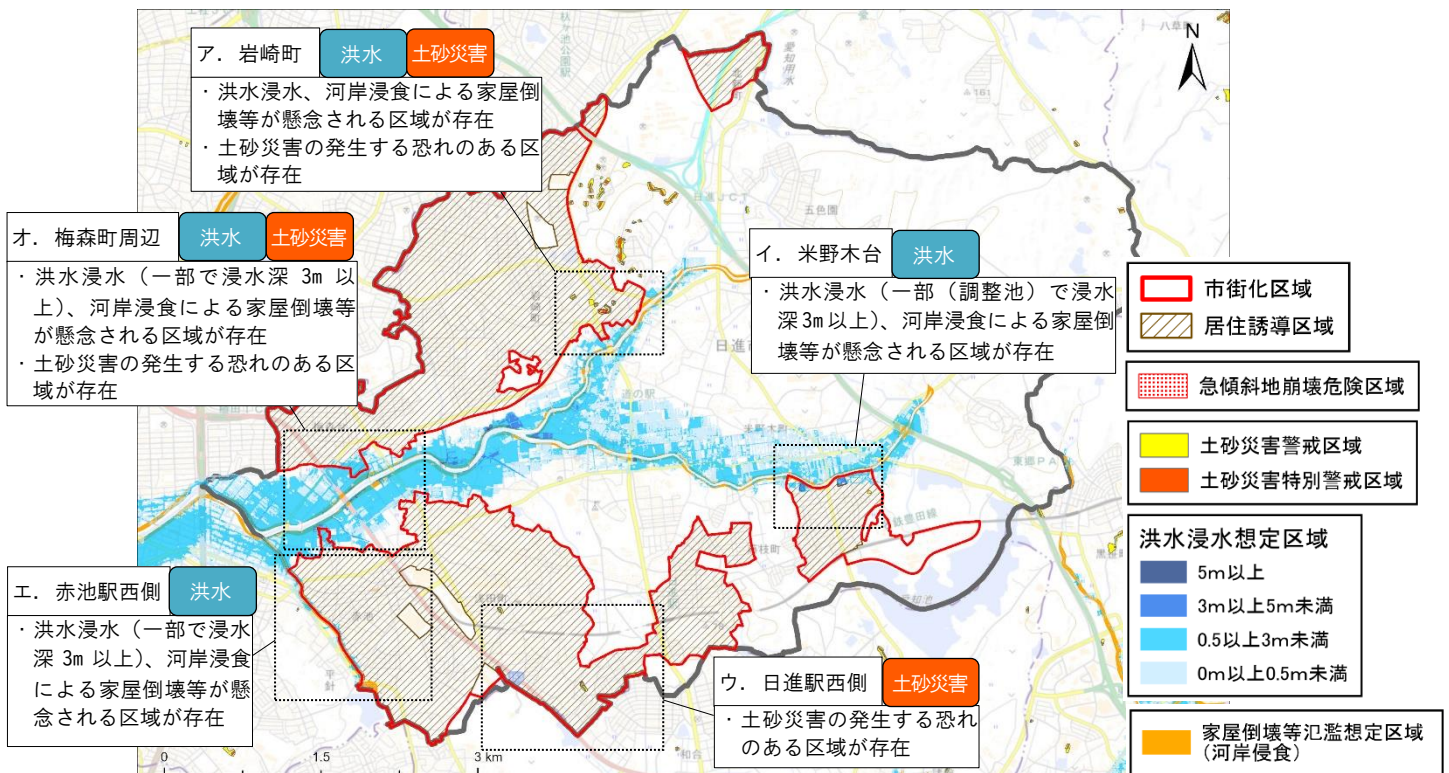


図 7-12 地域ごとの災害リスク

5 防災まちづくりの取組方針

(1) 防災まちづくりの基本方針

以上を踏まえ、防災まちづくりの基本方針を定めます。

～防災～

- 洪水や土砂災害のリスク状況に応じて、災害リスクを回避・低減できるよう居住誘導区域を設定します。
- 市民の安全・安心な居住環境を維持・確保するために、ハードとソフトの両面から洪水・土砂災害等の防災・減災対策を推進します。
- 国、県、区、自治会、自主防災組織、ボランティア等と相互連携し、実効性の高い防災・減災対策を推進します。

(2) 取組方針

防災まちづくりの基本方針に基づき、防災上の課題に対応する取組方針を以下に定めます。

ア. 居住誘導区域からの除外（リスクの回避）

洪水のリスクに対応するため、2階への垂直避難が困難とされる浸水深3m以上（想定最大規模降雨）が面的に広がっている区域は、安全面に配慮する観点より居住誘導区域から除外します。

土砂災害のリスクに対応するため、都市再生特別措置法及び同施行令に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」は、居住誘導区域から除外します。さらに、災害リスク回避の観点から「土砂災害警戒区域」についても、居住誘導区域から除外します。

ただし、災害防止のための措置が講じられている「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を含まない「土砂災害警戒区域」については、災害リスク状況等を総合的に勘案し、居住誘導区域に含めます。

また、土砂災害特別警戒区域等で対策工事等が実施され、当該区域の安全性が確保された場合、居住誘導区域に含めることを検討します。

イ. ハード対策（リスクの低減策）

i 洪水の被害減少に向けた施設整備

●河川改修等の促進

洪水リスクに対し、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設の整備や機能強化を県事業等に合わせて進めます。【県・市】

ii 土砂災害対策の推進

●土砂災害防止対策

県と連携し、居住誘導区域に指定しようとする区域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を対象とした急傾斜地崩壊対策事業の実施・推進を図ります。【県・市】

iii 道路の災害対策の推進

●道路ネットワークの整備

災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進します。また、国・県に対し、都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の改善を図る協力体制の強化に努めます。【国・県・市】

●新たな防災拠点の活用

第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いに整備した道の駅マチテラス日進を救助救援部隊の活動拠点等、防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。【国・県・市】

ウ. ソフト対策（リスクの低減策）

i 防災意識の向上

●防災訓練・防災教育の実施

区や自治会と連携した自主防災組織、学校、事業所等に対して、防災講座、防災訓練、防災教育の実施等を推進します。

避難所開設運営訓練等の充実を図り、多くの市民の参加を促します。【市・地域・民間】

●地区防災計画制度の普及・啓発

地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。【市・地域・民間】

●広報活動による意識啓発

市民に本計画で示した災害リスクが重なる対象地域を認識してもらうとともに、お知らせメール、広報につきん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難等について市民の意識啓発を推進します。【市】

ii 災害リスクの周知の強化

●ハザードマップの更新及び周知

洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成や更新、防災情報の高度化、地域水防力の強化を推進します。【県・市・地域】

●土砂災害のリスクが高い区域からの移転勧告

土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告により、土砂災害警戒区域等から災害リスクの低い居住誘導区域への移転等を促します。【県・市】

●災害対策本部からの情報発信

災害発生時には、災害対策本部においてSNSによる市民からの災害情報等を収集・対応するとともに、市民へきめ細かな情報を発信します。【市】

●情報伝達手段の多重化・多様化

市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進します。【市・民間】

●「につきんお知らせメール」の普及

災害情報伝達手段のひとつとして「につきんお知らせメール」の登録を推進します。【市】

●情報通信インフラの整備

公共施設にWi-Fiスポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供します。【市】

(3) リスク低減策の取組スケジュール

様々な主体が一体となって災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、以下のとおり、リスクの低減策に関する取組の実施地域、実施主体及び実施スケジュールを定めます。また、災害リスク分析の対象地域ごとに望ましい取組内容(◎)を示します。

取組内容	実施地域	災害リスク分析の対象地域					実施主体	スケジュール				
		岩崎町	米野木台	日進駅西側	赤池駅西側	梅森町周辺		短期【5年】	中期【10年】	長期【15年】		
ア. ハード対策	i 洪水の被害減少に向けた施設整備	●河川改修等の促進	市全域	◎	◎		◎	◎	県・市	→		
	ii 土砂災害対策の推進	●土砂災害防止対策	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	◎		◎		◎	県・市	→		
	iii 道路の災害対策の推進	●道路ネットワークの整備	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	国・県・市	→		
		●新たな防災拠点の活用	道の駅 マチテラス日進						国・県・市	→		
イ. ソフト対策	i 防災意識の向上	●防災訓練・防災教育の実施	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市・地域・民間	→		
		●地区防災計画制度の普及・啓発	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市・地域・民間	→		
		●広報活動による意識啓発	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市	→		
	ii 災害リスクの周知の強化	●ハザードマップの更新及び周知	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	県・市・地域	→		
		●土砂災害リスクの高い区域からの移転勧告	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	◎		◎		◎	県・市	→		
		●災害対策本部からの情報発信	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市	災害発生時		
		●情報伝達手段の多重化・多様化	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市・民間	→		
		●「にしんお知らせメール」の普及	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市	→		
●情報通信インフラの整備	市全域	◎	◎	◎	◎	◎	市	→				

第8章 計画推進に向けて

1 計画の進行管理

立地適正化計画については、都市再生特別措置法に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況について調査・分析・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

調査・分析・評価した結果については、都市計画審議会に報告し、意見を求めます。

計画の達成度を客観的に評価するために、数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づき継続的に評価・管理・見直しを行います。

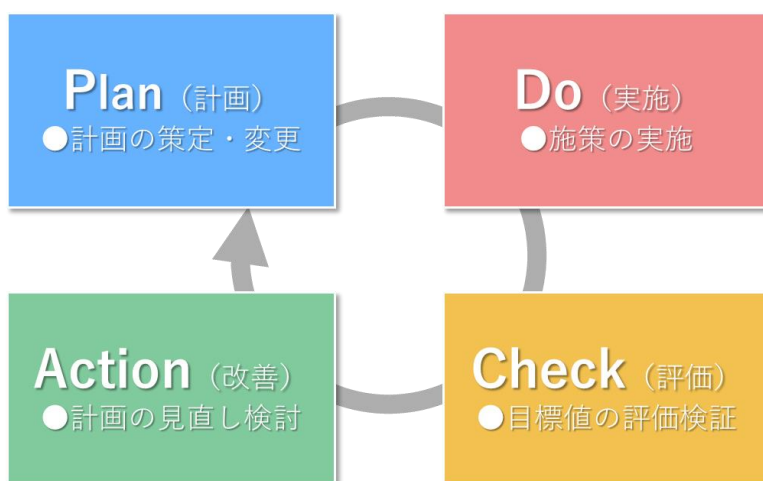


図 8-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理

2 目標値の設定

(1) 設定方針

目標値の設定にあたっては、「2章立地適正化計画の基本的な方針」で掲げる「目指すべき都市の骨格構造」の実現に向けて「誘導施策」の取組効果が評価できるように設定します。また、各取組を着実かつ実効的に進めるとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現による財政の健全化状況も評価するため、財政に関する目標値も併せて設定します。



図 8-2 計画推進にあたっての目標値の設定方針

(2) 目標年次の設定

計画の目標年次となる 2040 年度（令和 22 年度）時点の数値をもって評価するものとします。

(3) 目標値の設定

ア. 居住誘導に関する目標値

市街地における居住や都市機能を維持し、提供し続けるための人口が確保されているかを確認する指標として、居住誘導区域内の人口密度を設定します。

目標値としては、市の人口が 2040 年頃までにピークを迎え、その後減少に転じる見込みであることを踏まえ、居住誘導に係る施策の推進等により居住誘導区域内の人口の維持や増加を目指し、将来推計から算出された人口密度を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2020 年度（令和 2 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
居住誘導区域内の人口密度	59.8 人/ha	67.9 人/ha 以上

指標の算出方法

- ・ 居住誘導区域内の人口密度： $\frac{\text{居住誘導区域内の総人口（人）}}{\text{居住誘導区域の面積（ha）}}$
- ・ 基準値： $\frac{62,972 \text{（人）}}{1,054 \text{（ha）}}$ ※1
※1.R2 年度国勢調査結果より算出
- ・ 目標値： $\frac{71,527 \text{（人）}}{1,054 \text{（ha）}}$ ※2
※2.国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」の推計結果より算出

イ. 都市機能誘導に関する目標値

生活利便性やにぎわいの維持・向上を確認する指標として、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数を設定します。

目標値としては、都市機能誘導に係る施策の推進等により現在の誘導施設の維持や新たな立地の誘導を目指し、現在の誘導施設数を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2025 年度（令和 7 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
都市機能誘導区域内の誘導施設数	11 施設	11 施設以上

指標の算出方法

- ・ 基準値：都市機能誘導区域内に立地している誘導施設数
(店舗面積 1,500 m²を超える小売店舗 11 施設（うち店舗面積 3,000 m²を超える小売店舗 4 施設）)

ウ. 公共交通に関する目標値

公共交通の利便性を持続的に維持・確保し続けるための必要があるかを確認する指標として、公共交通利用者数を設定します。

目標値としては、現行の日進市地域公共交通計画における 2030 年度の目標値を上回ることを目標とします。なお、次期日進市地域公共交通計画において新たな目標値が示された場合は、それと整合を図るものとします。

指標	基準値	目標値
	2019 年度（令和元年度）	2040 年度（令和 22 年度）
日進市内の公共交通利用者数	18,991,936 人／年	20,000,000 人／年 以上

指標の算出方法

- ・公共交通利用者数：鉄道各駅乗車人員、路線バス、くるりんばすの利用者数
- ・基準値／目標値：日進市地域公共交通計画（2025 年 9 月改定）

エ. 防災に関する目標値

災害時における地域での対応力を確認する指標として、自主防災組織の世帯カバー率を設定します。

目標値としては、現行の第 6 次日進市総合計画における 2030 年度の目標値を目標とします。なお、次期日進市総合計画において新たな目標値が示された場合は、それと整合を図るものとします。

指標	基準値	目標値
	2019 年度（令和元年度）	2040 年度（令和 22 年度）
自主防災組織の世帯カバー率	92.7%	100%

指標の算出方法

- ・自主防災組織の世帯カバー率：全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
- ・基準値／目標値：第 6 次日進市総合計画（2021 年 3 月策定）

オ. 財政に関する目標値

居住誘導による居住誘導区域内の人口増加に伴う税収の増加、にぎわいのある街並みや良好な住環境への需要の高まりによる地価の上昇、インフラ整備や維持管理の効率化等による行政運営コストの抑制等の効果が期待されることから、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数を設定します。

目標値としては、基本的な行政サービスの提供に必要な財源をおおむね確保できることを目指し、2024 年度の財政力指数を上回ることを目標とします。

指標	基準値	目標値
	2024 年度（令和 6 年度）	2040 年度（令和 22 年度）
財政力指数	1.01	1.01 以上

指標の算出方法

- ・財政力指数： $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で得た数値の過去 3 年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど財源に余裕があることを意味します。
- ・基準値：2024 年度財政力指数



日進市
都市産業部都市計画課
〒470-0192
愛知県日進市蟹甲町池下 268
TEL:0561-73-7111 (代表)
<https://www.city.nisshin.lg.jp/>